○国土交通省告示第八百四十一号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1 （略）			
	会計	項	目	摘要
	一般会計	（略）		
		住宅防災事業費 北海道開発事業費	住宅市街地総合整備 促進事業費補助	次に掲げる事業に限る。 一　住宅市街地総合整備促進事業費統合補助 地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。） 密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。） 空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。） 既成住宅地再生推進モデル事業（調査・検討・普及啓発事業、計画策定・フィージビリティスタディ事業、推進事業、事務事業、評価事業、調査事業及び普及・広報事業を除く。） 住宅団地再生推進モデル事業（整備計画策定等事業、事務事業、評価事業、調査事業及び普及・広報事業を除く。） 防災・省エネまちづくり緊急促進事業（住宅市街地総合整備事業に係る事業に限る。）

改正前

1 （略）			
	会計	項	目	摘要
	一般会計	（略）		
		住宅防災事業費 北海道開発事業費	住宅市街地総合整備 促進事業費補助	地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）及び住宅・建築物防災力緊急促進事業（暮らしの維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）に限る